九月十日（木曜日）

出席議員

一番	のぐち　けんたろう	十八番	たかはま　なおき
二番	吉村　美紀	十九番	金子　てるよし
三番	松平　雄一郎	二十番	市村　やすとし
五番	ほかり　吉紀	二十一番	田中　としかね
六番	依田　翼	二十二番	名取　顕一
七番	高山　かずひろ	二十三番	白石　英行
八番	石沢　のりゆき	二十四番	松丸　昌史
九番	千田　恵美子	二十五番	岡崎　義顕
十番	豪一	二十六番	上田　ゆきこ
十一番	浅川　のぼる	二十七番	品田　ひでこ
十二番	山田　ひろこ	二十八番	浅田　保雄
十三番	宮本　伸一	二十九番	海津　敦子
十四番	田中　香澄	三十番	高山　泰三
十五番	沢田　けいじ	三十一番	山本　一仁
十六番	小林　れい子	三十二番	板倉　美千代
十七番	宮崎　こうき	三十三番	関川　けさ子

欠席議員

四番	宮野　ゆみこ

欠員

三十四番

出席説明員

区長	成澤廣修
副区長	加藤裕一
副区長	新名幸男
教育長	丹羽恵玲奈
企画政策部長	鈴木裕佳
総務部長	竹田弘一
防災危機管理室長	榎戸研
区民部長	髙橋征博
アカデミー推進部長	塚隆史
福祉部長兼福祉事務所長	矢島孝幸
地域包括ケア推進担当部長	瀬尾かおり
こども未来部長	多田栄一郎
保健衛生部長兼文京保健所長	阿部敦子
都市計画部長	鵜沼秀之
土木部長	小野光幸
資源環境部長	細矢剛史
施設管理部長	松永直樹
会計管理者会計管理室長事務取扱	宇民清
教育推進部長	吉田雄大
監査事務局長	渡邊了
総務課長	畑中貴史

事務局職員

事務局長	佐久間康一
議事調査主査	杉山大樹
議事調査主査	窪田英二郎
議事調査主査	高橋裕美
議事調査主査	菅波節子
議事調査担当	阿部隆也
議事調査担当	鍋由起子

議事日程

日程第一　議案第三十三号　文京区情報公開条例の一部を改正する条例

日程第二　議案第三十四号　文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例

日程第三　議案第五十一号　文京シビックセンター議会フロア改修工事請負契約

日程第四　議案第五十二号　文京シビックセンター議会フロア改修電気設備工事請負契約

日程第五　議案第二十九号　令和八年度文京区一般会計補正予算
日程第六　議案第三十号　令和八年度文京区国民健康保険特別会計補正予算
日程第七　議案第三十一号　令和八年度文京区介護保険特別会計補正予算
日程第八　議案第三十二号　令和八年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算
日程第九　議案第三十五号　文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第十　議案第三十六号　文京区国民健康保険高額療養費資金貸付条例を廃止する条例
日程第十一　議案第三十七号　文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例
日程第十二　議案第三十八号　文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例の一部を改正する条例
日程第十三　議案第三十九号　文京区景観づくり条例の一部を改正する条例
日程第十四　議案第四十号　文京区一時保護委託者の登録等の基準に関する条例
日程第十五　議案第四十一号　文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第十六　議案第四十二号　文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第十七　議案第四十三号　文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
日程第十八　議案第四十四号　文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第十九　議案第四十五号　文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
日程第二十　議案第四十六号　文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第二十一　議案第四十七号　文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第二十二　議案第四十八号　文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例を廃止する条例
日程第二十三　議案第四十九号　文京区立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例
日程第二十四　議案第五十号　ブックリターントラック外九十九点の買入れについて
日程第二十五　報告第一号　令和七年度文京区一般会計歳入歳出決算
日程第二十六　報告第二号　令和七年度文京区国民健康保険特別会計歳入歳出決算
日程第二十七　報告第三号　令和七年度文京区介護保険特別会計歳入歳出決算
日程第二十八　報告第四号　令和七年度文京区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

午後一時五十七分開議

○議長（市村やすとし）　ただいまから、令和八年九月文京区議会定例議会を開きます。

○議長（市村やすとし）　まず、本日の会議録署名人の指名を行います。

本件は、会議規則に基づき、議長において、

十四番　田中香澄　議員

二十七番　品田ひでこ　議員

を指名いたします。

○議長（市村やすとし）　次に、本定例議会の議会期間は、本日から十月二十二日までの四十三日間といたします。

○議長（市村やすとし）　この際、書記より、諸般の報告をいたします。

〔議事調査主査朗読〕

二〇二六文総総第八九〇号
令和八年九月十日

文京区議会議長　市村やすとし　様

文京区長　成澤廣修

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した和解及び損害賠償額の決定に関する報告について

このことについて、地方自治法第百八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

記

和解及び損害賠償額の決定について

件名	決定年月日	和解の内容	損害賠償額	相手方
放課後等デイサービス送迎時における物損事故	令和八年七月七日	区の被害者に対する損害賠償	六万七百二十円	本件事故の被害者

二〇二六文総総第八一八号
令和八年九月十日

文京区議会議長　市村やすとし　様

文京区長　成澤廣修

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について

このことについて、地方自治法第百八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

記

一　件名　文京区立白山東児童館・白山東会館改修工事

二　決定年月日　令和八年六月一日

三　変更事項　契約金額
　　変更後　金三億四千七百八十九万七千円
　　変更前　金三億五千三百七十万五千円

二〇二六文総総第八一九号
令和八年九月十日

文京区議会議長　市　村　やすとし　様

文京区長　成　澤　廣　修

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定による議会の指定議決に基づき専決処分した契約変更の報告について

このことについて、地方自治法第百八十条第二項の規定により、下記のとおり報告します。

記

一　件　　名　文京区立柳町小学校・柳町こどもの森等改築その他工事
二　決定年月日　令和八年七月七日
三　変更事項　契約金額
　　変更後　金七十八億四千五百五十三万円
　　変更前　金七十八億千九百四十八万二千円

二〇二六文総総第九九〇号
令和八年九月十日

文京区議会議長　市　村　やすとし　様

文京区長　成　澤　廣　修

令和七年度財政健全化判断比率の報告について

このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第三条第一項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

〔別紙省略〕

二〇二六文総総第九九一号
令和八年九月十日

文京区議会議長　市　村　やすとし　様

文京区長　成　澤　廣　修

令和七年度文京区基金運用状況調書等の提出について

このことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第五項の規定により、下記のとおり提出いたします。

記

一　令和七年度文京区基金運用状況調書
二　令和七年度文京区基金運用状況審査意見書

二〇二六文総総第九九二号
令和八年九月十日

文京区議会議長　市　村　やすとし　様

文京区長　成　澤　廣　修

令和七年度文京区内部統制評価報告書等の提出について

このことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十条第六項の規定により、下記のとおり提出いたします。

記

一　令和七年度文京区内部統制評価報告書
二　令和七年度文京区内部統制評価報告書附属資料

三　令和七年度文京区内部統制評価報告書審査意見書

二〇二六文監第一二五号
令和八年九月三日

文京区監査委員　松本理恵子
同　浅田保雄

文京区議会議長　市村やすとし　様

文京区職員措置請求に係る監査結果について（通知）

このことについて、監査結果を決定し、公表しましたので通知いたします。

なお、吉岡利行監査委員については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の二の規定により、本件監査から除斥しました。

文京区職員措置請求監査結果

元町ウェルネスパーク西館賃料減額に係る差額分の徴収に関する住民監査請求

中略。

三　結論

（一）結論

以上により判断すれば、地下体育館の占有権原の違法性及び本件土地に係る貸付料の算定方法の適正性への疑義並びに園庭部分の貸付料における「財産の管理を怠る事実」があることを理由に、財務会計上の損失について遡及徴収等を求める請求人の主張は、理由がない。

また、区の行った外部コンサルタントの活用やその余についての請求人の主張については、財務会計上の行為に当たらないことから、住民監査請求の対象とならない。以下省略。

二〇二六文監第八八号
令和八年八月七日

文京区監査委員　吉岡利行
同　松本理恵子
同　浅田保雄

文京区議会議長　市村やすとし　様

令和八年度六月分例月出納検査結果の報告について（提出）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条の二第一項の規定による例月出納検査結果の報告を、同条第三項の規定により、下記のとおり提出します。

記

一　検査の対象　会計管理者所管の一般会計及び特別会計に属する令和八年度六月分の現金の出納及び保管状況

二　検査年月日　令和八年七月三十日、三十一日

三　検査の結果　⑴　現金出納状況及び現金保管状況については、別紙「現金出納保管表」のとおり相違ありません。

⑵　収支の計数については、別紙「歳入計算表」及び「歳出計算表」のとおり相違ありません。

〔別紙省略〕

二〇二六文監第一一五号
令和八年九月二日

文京区監査委員　吉岡利行

同　　松本理恵子
同　　浅田保雄

文京区議会議長　市村やすとし　様

令和八年度七月分例月出納検査結果の報告について（提出）

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十五条の二第一項の規定による例月出納検査結果の報告を、同条第三項の規定により、下記のとおり提出します。

記

一　検査の対象　会計管理者所管の一般会計及び特別会計に属する令和八年度七月分の現金の出納及び保管状況

二　検査年月日　令和八年八月二十八日、三十一日

三　検査の結果　(1)　現金出納状況及び現金保管状況については、別紙「現金出納保管表」のとおり相違ありません。

(2)　収支の計数については、別紙「歳入計算表」及び「歳出計算表」のとおり相違ありません。

〔別紙省略〕

○議長（市村やすとし）　これより、日程に入ります。

日程第一から第八までの八件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第一　議案第三十三号　文京区情報公開条例の一部を改正する条例

日程第二　議案第三十四号　文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例

日程第三　議案第五十一号　文京シビックセンター議会フロア改修工事請負契約

日程第四　議案第五十二号　文京シビックセンター議会フロア改修電気設備工事請負契約

日程第五　議案第二十九号　令和八年度文京区一般会計補正予算

日程第六　議案第三十号　令和八年度文京区国民健康保険特別会計補正予算

日程第七　議案第三十一号　令和八年度文京区介護保険特別会計補正予算

日程第八　議案第三十二号　令和八年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算

〔議案の部に掲載〕

○議長（市村やすとし）　本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔加藤裕一副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　加藤裕一副区長。

〔加藤裕一副区長登壇〕

○副区長（加藤裕一）　ただいま上程されました議案第三十三号及び第三十四号、第五十一号及び第五十二号並びに第二十九号から第三十二号までの八議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第三十三号は、文京区情報公開条例の一部を改正する条例です。

本案は、公開決定等の手続に係る規定を整備するため、提案するものです。

施行期日は、令和九年一月四日です。

議案第三十四号は、文京区災害に伴う応急措置の業務等に従事した者に対する損害補償に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、葬祭補償の額を改定するほか、規定を整備するため、提案するものです。

施行期日は、公布の日です。

議案第五十一号は、事件案で、文京シビックセンター議会フロア改修工事請負契約です。

本案は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金八億五千八百九十六万八千円、契約の相手方は、山口・伊藤建設共同企業体です。

議案第五十二号は、事件案で、文京シビックセンター議会フロア改修電気設備工事請負契約です。

本案は、地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第八号の規定による随意契約で、契約金額は、金三億二百三十五万七千円、契約の相手方は、関電工・小嶋・田川建設共同企業体です。

議案第二十九号は、令和八年度文京区一般会計補正予算で、総額三十七億九千九十六万円を追加する、本年度第二回の補正予算です。

それでは、予算総則第一条歳入歳出予算の補正について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳入について申し上げます。

一般財源として、令和七年度一般会計の繰越額の確定に伴う剰余金、特別会計からの繰入金及び財政調整基金からの繰入金、三十二億六千百五十四万八千円を計上いたしました。

特定財源として、国庫支出金、都支出金、諸収入、五億二千九百四十一万二千円を計上いたしました。

次に、歳出について申し上げます。

財政調整基金への積立金として二十一億七千四百万円、ＧＰＳ機能付見守り端末貸与事業の実施及び防犯カメラ整備費補助の増額に要する経費として一億一千八十一万六千円、中東情勢対応つなぎ資金の新設に要する経費として千二百八十万円を計上いたしました。このほか、物価高騰等の影響を受ける区内の障害福祉サービス等事業者や、区内の介護保険サービス事業者に対する光熱費等の補助に要する経費、私立認可保育所等の職員の麻疹（ましん）抗体検査及びワクチン接種に要する経費等を計上いたしました。

以上により、一般会計の総額は、千六百四十六億六千九百七十九万二千円となります。

次に、予算総則第二条は債務負担行為の補正です。

藍染保育園改築工事基本・実施設計のほか五件について、期間、限度額の変更を行います。

また、神明公園再整備工事ほか二件について、新たに期間及び限度額を定めるものです。

次に、議案第三十号は、令和八年度文京区国民健康保険特別会計補正予算で、総額六億五千三百九十万八千円を追加する、本年度第一回の補正予算です。

それでは、予算総則第一条歳入歳出予算の補正について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算は、一般会計繰出金に要する経費三億六千三十五万二千円等を計上いたしました。また、その財源には繰越金等を計上いたしました。

これにより、国民健康保険特別会計の総額は、二百十四億一千百九十万八千円となります。

次に、議案第三十一号は、令和八年度文京区介護保険特別会計補正予算で、総額五億九千一万七千円を追加する、本年度第一回の補正予

算です。
それでは、予算総則第一条歳入歳出予算の補正について、その概要を御説明申し上げます。
今回の補正予算は、一般会計繰出金に要する経費一億五千九百九万円等を計上いたしました。また、その財源には繰越金等を計上いたしました。
これにより、介護保険特別会計の総額は、百八十二億七千一万七千円となります。
次に、議案第三十二号は、令和八年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算で、総額一億四千九百八十九万八千円を追加する、本年度第一回の補正予算です。
それでは、予算総則第一条歳入歳出予算の補正について、その概要を御説明申し上げます。
今回の補正予算は、一般会計繰出金に要する経費一億一千四百六十九万一千円等を計上いたしました。また、その財源には繰越金等を計上いたしました。
これにより、後期高齢者医療特別会計の総額は、七十億三百八十九万八千円となります。
以上御説明申し上げました八議案につきまして、よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし）　お諮りいたします。
議案第三十三号及び第三十四号、第五十一号及び第五十二号並びに第二十九号から第三十二号までの八件は、総務区民委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし）　御異議なしと認めます。よって、議案第三十三号及び第三十四号、第五十一号及び第五十二号並びに第二十九号から第三十二号までの八件は、総務区民委員会に付託することに決しました。

○議長（市村やすとし）　次に、日程第九から第十二までの四件を一括して議題といたします。
〔議事調査主査朗読〕
日程第九　議案第三十五号　文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第十　議案第三十六号　文京区国民健康保険高額療養費資金貸付条例を廃止する条例
日程第十一　議案第三十七号　文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例
日程第十二　議案第三十八号　文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例の一部を改正する条例

〔議案の部に掲載〕

○議長（市村やすとし）　本案に関し、提案理由の説明を求めます。
〔加藤裕一副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　加藤裕一副区長。
〔加藤裕一副区長登壇〕

○副区長（加藤裕一）　ただいま上程されました議案第三十五号から第三十八号までの四議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第三十五号は、文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例及び文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものです。

施行期日は、令和八年十二月二十五日です。

議案第三十六号は、文京区国民健康保険高額療養費資金貸付条例を廃止する条例です。

本案は、高額療養費資金貸付制度を廃止するため、提案するものです。

施行期日は、令和九年四月一日です。

議案第三十七号は、文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例です。

本案は、旅館業の施設の構造設備の基準等を改めるほか、規定を整備するため、提案するものです。

施行期日は、公布の日から起算して三月を経過した日です。

議案第三十八号は、文京区旅館業に係る計画及び適正な管理運営に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、旅館業の管理運営に係る事項を見直すほか、規定を整備するため、提案するものです。

施行期日は、公布の日から起算して三月を経過した日です。

以上御説明申し上げました四議案につきまして、よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし）　お諮りいたします。

議案第三十五号から第三十八号までの四件は、厚生委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし）　御異議なしと認めます。よって、議案第三十五号から第三十八号までの四件は、厚生委員会に付託することに決しました。

○議長（市村やすとし）　次に、日程第十三を議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第十三　議案第三十九号　文京区景観づくり条例の一部を改正する条例

……〔議案の部に掲載〕……

○議長（市村やすとし）　本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔加藤裕一副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　加藤裕一副区長。

〔加藤裕一副区長登壇〕

○副区長（加藤裕一）　ただいま上程されました議案第三十九号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第三十九号は、文京区景観づくり条例の一部を改正する条例です。

本案は、景観法の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものです。

施行期日は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日です。

以上御説明申し上げました議案につきまして、よろしく御審議の上、原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし）　お諮りいたします。

議案第三十九号は、建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし）　御異議なしと認めます。よって、議案第三十九号は、建設委員会に付託することに決しました。

○議長（市村やすとし）　次に、日程第十四から第二十四までの十一件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第十四　議案第四十号　文京区一時保護委託者の登録等の基準に関する条例

日程第十五　議案第四十一号　文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第十六　議案第四十二号　文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第十七　議案第四十三号　文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

日程第十八　議案第四十四号　文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第十九　議案第四十五号　文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

日程第二十　議案第四十六号　文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第二十一　議案第四十七号　文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

日程第二十二　議案第四十八号　文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例を廃止する条例

日程第二十三　議案第四十九号　文京区立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例

日程第二十四　議案第五十号　ブックリターントラック外九十九点の買入れについて

〔議案の部に掲載〕

○議長（市村やすとし）　本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔加藤裕一副区長「議長、副区長」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　加藤裕一副区長。

〔加藤裕一副区長登壇〕

○副区長（加藤裕一）　ただいま上程されました議案第四十号から第五十号までの十一議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げま

す。

議案第四十号は、文京区一時保護委託者の登録等の基準に関する条例で、新規制定です。

本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護委託者の登録等の基準を定めるため、提案するものです。

施行期日は、公布の日の翌日等です。

議案第四十一号は、文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案するものです。

施行期日は、公布の日等です。

議案第四十二号は、文京区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案するものです。

施行期日は、公布の日の翌日等です。

議案第四十三号は、文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例です。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、規定を整備するため、提案するものです。

施行期日は、公布の日の翌日等です。

議案第四十四号は、文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものです。

施行期日は、公布の日等です。

議案第四十五号は、文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものです。

施行期日は、公布の日等です。

議案第四十六号は、文京区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものです。

施行期日は、令和八年十二月二十五日です。

議案第四十七号は、文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例です。

本案は、児童福祉法施行規則の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案するものです。

施行期日は、公布の日です。

議案第四十八号は、文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例を廃止する条例です。

本案は、区立柳町幼稚園の廃止に伴い、幼稚園における長時間保育等を廃止するため、提案するものです。

施行期日は、令和九年四月一日です。

議案第四十九号は、文京区立幼稚園型認定こども園条例の一部を改正する条例です。

本案は、区立認定こども園柳町幼稚園及び区立認定こども園明化幼稚園を新設するため、提案するものです。

施行期日は、令和九年四月一日です。

議案第五十号は、事件案で、ブックリターントラック外九十九点の買入れについてです。

本案は、本駒込図書館初度調弁のため、ブックリターントラックほか九十九点を買い入れるものです。

契約の方法は、指名競争入札による契約で、契約金額は、金八千三百十八万三千三百二十円、契約の相手方は、東京都文京区本郷五丁目一番十三号、幸和商事株式会社、代表取締役吉田武史です。

以上御説明申し上げました十一議案につきまして、よろしく御審議の上、いずれも原案のとおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし）　お諮りいたします。

議案第四十号から第五十号までの十一件は、文教委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし）　御異議なしと認めます。よって、議案第四十号から第五十号までの十一件は、文教委員会に付託することに決しました。

○議長（市村やすとし）　次に、日程第二十五から第二十八までの四件を一括して議題といたします。

〔議事調査主査朗読〕

日程第二十五　報告第一号　令和七年度文京区一般会計歳入歳出決算

日程第二十六　報告第二号　令和七年度文京区国民健康保険特別会計歳入歳出決算

日程第二十七　報告第三号　令和七年度文京区介護保険特別会計歳入歳出決算

日程第二十八　報告第四号　令和七年度文京区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

〔議案の部に掲載〕

○議長（市村やすとし）　本案に関し、提案理由の説明を求めます。

〔宇民清会計管理者「議長、会計管理者」と発言を求む。〕

○議長（市村やすとし）　宇民清会計管理者。

〔宇民清会計管理者登壇〕

○会計管理者（宇民清）　報告第一号から第四号までをもって今回提出いたしました、令和七年度文京区各会計歳入歳出決算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、報告第一号、一般会計歳入歳出決算でございますが、歳入総額は一千六百七十四億二千八百四十三万五百八十四円、歳出総額は一千六百三十億一千二百六十四万八千二百九十六円、歳入歳出差引額は四十四億一千五百七十八万二千二百八十八円でございます。

なお、令和七年度決算におきましては、繰越明許費繰越額八億一千六百四十七万一千円、事故繰越繰越額五千三百三十二万五千八百円がございました。このうち、未収入特定財源が、繰越明許費繰越額には七億九千八百三十二万九千円、事故繰越繰越額には二百八十六万円ございますので、翌年度へ繰り越すべき財源は、これを差し引きました六千八百六十万七千八百円となります。したがいまして、実質収支額は、歳入歳出差引額からこの額を差し引いた四十三億四千七百十七万

四千四百八十八円となるものでございます。

令和七年度決算額を前年度決算額と比較いたしますと、歳入は二百三十四億五百四十七万七千九百七円、一六・三％の増となり、歳出は二百七十億七千四百七十八万五百二十円、一九・九％の増となります。実質収支額では三十六億六千八百九十八万二千百十三円、四五・八％の減となります。

また、この決算額を予算現額と比較いたしますと、歳入では二十四億七千百二十三万四千七百十六円下回り、収入率は九八・五％となります。歳出では六十億一千七百二十二万二百四円の不用額となり、執行率は九五・九％となっております。

次に、特別会計の決算概要につきまして御説明申し上げます。

初めに、報告第二号、国民健康保険特別会計歳入歳出決算でございます。歳入総額は二百十二億二千三百六十五万二千二百十六円、歳出総額は二百六億一千五百二十三万九千五十三円、歳入歳出差引額は六億八百四十一万三千百六十三円でございます。

これを前年度決算額と比較いたしますと、歳入は一億六千五百二十三万九千七百八十円、〇・八％の減となり、歳出は三千八百七十七万八千二百四十六円、〇・二％の増となります。実質収支額では二億四百一万八千二十六円、二五・一％の減となります。

また、この決算額を予算現額と比較いたしますと、歳入では一億六千三百八十八万二百十六円上回り、収入率は一〇〇・八％となります。歳出では四億四千四百五十三万二千九百四十七円の不用額となり、執行率は九七・九％となっております。

次に、報告第三号、介護保険特別会計歳入歳出決算でございます。歳入総額は百七十七億四千五十一万九千四百円、歳出総額は百七十一億六千三百二十七万三千六百四十五円、歳入歳出差引額は五億七千七百二十四万五千七百五十五円でございます。

これを前年度決算額と比較いたしますと、歳入は三億七千二十六万三千八百八十四円、二・一％の増となり、歳出は九千五百七十二万八千四百九十六円、〇・六％の増となります。実質収支額では二億七千四百五十三万五千三百八十八円、九〇・七％の増となります。

また、この決算額を予算現額と比較いたしますと、歳入では八千十二万六千四百円上回り、収入率は一〇〇・五％となります。歳出では四億九千七百十一万九千三百五十五円の不用額となり、執行率は九七・二％となっております。

最後に、報告第四号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございます。歳入総額は六十八億二千九百二十二万一千五円、歳出総額は六十七億一千七百九十五万九千三百九十四円、歳入歳出差引額は一億一千百二十六万一千六百十一円でございます。

これを前年度決算額と比較いたしますと、歳入は三億八千二十七万七千二百四十三円、五・九％の増となり、歳出は三億八千四十六万一千二十七円、六・〇％の増となります。実質収支額では十八万三千七百八十四円、〇・二％の減となります。

また、この決算額を予算現額と比較いたしますと、歳入では五千八百十八万六千九百九十五円下回り、収入率は九九・二％となります。歳出では一億六千九百四十四万八千六百六円の不用額となり、執行率は九七・五％となっております。

以上、令和七年度各会計歳入歳出決算の概要について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（市村やすとし）　お諮りいたします。

報告第一号から第四号までの四件は、議長指名による十八人の委員

をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市村やすとし）　御異議なしと認めます。よって、報告第一号から第四号までの四件は、議長指名による十八人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

議長により御指名申し上げます委員の方々を、書記より報告いたします。

〔議事調査主査朗読〕

一　番　のぐち　けんたろう　議員
三　番　松　平　雄一郎　議員
五　番　ほかり　吉　紀　議員
七　番　高　山　かずひろ　議員
八　番　石　沢　のりゆき　議員
九　番　千　田　恵美子　議員
十　番　豪　一　議員
十二番　山　田　ひろこ　議員
十四番　田　中　香　澄　議員
十五番　沢　田　けいじ　議員
十六番　小　林　れい子　議員
十九番　金　子　てるよし　議員
二十一番　田　中　としかね　議員
二十三番　白　石　英　行　議員
二十四番　松　丸　昌　史　議員
二十六番　上　田　ゆきこ　議員
二十九番　海　津　敦　子　議員
三十一番　山　本　一　仁　議員

○議長（市村やすとし）　以上、御報告申し上げたとおりであります。

なお、決算審査特別委員会については、正副委員長及び理事の互選を願いたいと思いますので、各委員の方々は、本会議終了後、委員会室に御参集ください。

○議長（市村やすとし）　次に、請願の付託について申し上げます。

受理いたしました請願十六件は、請願文書表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

○議長（市村やすとし）　以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、九月十五日午後二時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十八分散会